○ 平成27年度認可施設一覧(幼保連携型認定こども園)

資料4 第17回子ども・子育て会議

施設名称 70歳 70歳人名 38 10歳歳 1歳歳 22歳 3歳歳 13歳歳 4歳歳 5歳十 3歳歳 24 3歳歳 15歳十 3歳歳 25歳十 3歳歳 15歳十 3歳歳 26 14 27 15 28 15 29 15 20 15 21 15 22 15 23 15 24 15 25 15 26 15 27 15 27 15 27 15 <	認定こども園 鴻池学園幼稚園 C 学校法人 鴻池学園 6 16 28 50 60 100 100 260 140 180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~17時00分 9時00分~17時00分 9時00分~17時00分	鴻池学園	稚園 松葉幼稚園 D D 世学園 学校法人松葉学園 6 10 14 30 16 16 48 48 84 109 109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30 時00分 9時00分~14時00	設定なし 20 15 15 50 75 55 55 185 235 290	さくらいこども園 B 社会福祉法人正行福祉会 6 15 24 45 25 30 30 85 5 5	認定こども園白鳩チルド レンセンター東大阪 B 社会福祉法人白鳩会 15 20 25 60 28 31 31 90 2	中新開さつきこども園 C 社会福祉法人真優福祉会 6 7 10 23 11 12 14 37 5	弥刀さつきこども園 G 社会福祉法人真優福祉会 9 12 18 39 22 29 30 81 5	認定こども園 フタバ学園 F 社会福祉法人フタバ会 12 20 22 54 22 22 22 22 66 2	認定こども園 花園保育園 D 社会福祉法人信光園 6 16 35 57 50 50 50	認定こども園 若江保育園 D 社会福祉法人信光園 6 20 20 46 20 22 22 22	木の実キッズキャンパス G 社会福祉法人杏林福祉会 10 20 32 62 32 33 33 33 98
法人名 3号 0歳 1歳 2歳 計歳 3歳 2号 4歳 5歳 計 2号 3歳 4歳 5歳 計 4歳 2分 1号 2号 3歳 4歳 5歳 1日 1日 2日 1日 3日 1日	C 学校法人 鴻池学園 6 16 28 50 60 100 100 260 140 180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	C 学校法人 様 6 様 6 様 10 様 50 6 様 10 様 10 様 10 1 6 6	DD 学校法人松葉学園 6 10 14 30 16 16 16 48 84 109 109 302 380 293 160分 7時30分~18時30 時00分 9時00分~14時00	G 学校法人源氏ヶ丘学園 設定なし 20 15 15 50 75 55 55 185 235 290	社会福祉法人正行福祉会 6 15 24 45 25 30 30 85 5 5	B 社会福祉法人白鳩会 15 20 25 60 28 31 31 90 2	社会福祉法人真優福祉会 6 7 10 23 11 12 14 37 5	社会福祉法人真優福祉会 9 12 18 39 22 29 30 81	F 社会福祉法人フタバ会 12 20 22 54 22 22 22 22 66	D 社会福祉法人信光園 6 16 35 57 50 50	D 社会福祉法人信光園 6 20 20 46 20 22 22	社会福祉法人杏林福祉会 10 20 32 62 32 33 33 33
法人名 ①歳 法人名 38 全日 4歳歳 5歳 日本間開園時間 中間開園時間 本曜日 中間開園時間 本曜日 中間開園時間 大田曜・大田曜・大田曜・大田曜・大田曜・大田曜・大田曜・大田曜・大田曜・大田曜・	学校法人 鴻池学園 6 16 28 50 60 100 100 260 140 180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	学校法人	世学園 学校法人松葉学園 6 10 14 30 16 16 16 48 84 109 109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30 時00分~14時00	学校法人源氏ヶ丘学園 設定なし 20 15 15 50 75 55 55 55 185 235 290	社会福祉法人正行福祉会 6 15 24 45 25 30 30 85 5 5	社会福祉法人白鳩会 15 20 25 60 28 31 31 90 2	社会福祉法人真優福祉会 6 7 10 23 11 12 14 37 5	社会福祉法人真優福祉会 9 12 18 39 22 29 30 81	社会福祉法人フタバ会 12 20 22 54 22 22 22 22 66	社会福祉法人信光園 6 16 35 57 50 50	社会福祉法人信光園 6 20 20 46 20 22 22 22	社会福祉法人杏林福祉会 10 20 32 62 32 33 33 33
3号 0歳 1歳 2歳 計 3歳 4歳 5歳 計 3歳 4歳 5歳 計 4歳 5計 3歳 4歳 5歳 計 4歳 5計 3歳 4歳 5歳 1日 4歳 4歳 4歳 5歳 5歳	6 16 28 50 60 100 100 260 140 180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	歳 6 歳 16 歳 28 † 50 歳 10 † 26 歳 14 歳 18 歳 18 1 50 日園時間 7時00分~ 公育時間 9時00分~ 公育時間 9時00分~ 保育時間 7時00分~ 保育時間 7時00分~ 保育時間 7時00分~ 保育時間 7時00分~ 保育時間 7時00分~	6 10 14 30 16 16 16 48 84 109 109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30 時00分~14時00	設定なし 20 15 15 50 75 55 55 185 235 290	6 15 24 45 25 30 30 85 5 5	15 20 25 60 28 31 31 90 2	6 7 10 23 11 12 14 37 5	9 12 18 39 22 29 30 81	12 20 22 54 22 22 22 22 66	6 16 35 57 50 50	6 20 20 46 20 22 22	10 20 32 62 32 33 33 33
3号 1歳 2歳 計 3歳 4歳 5歳 計 3歳 4歳 5歳 計 総合計 4歳 5歳 計 総合計 期 年間開園日 平日 井曜日 開富時間 保育 保育 経期休業日 平日 経費 平日 上曜日 日長 経費 日本 経費 日本 経費 日本 経費 日本 経費 日本 日本 日本 <td< th=""><th>16 28 50 60 100 100 260 140 180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分</th><th>歳 16 歳 28 † 50 歳 60 歳 10 歳 10 † 26 歳 14 歳 18 歳 18 歳 18 † 50 相園時間 7時00分~ 女育時間 9時00分~ 又育時間 9時00分~</th><th>10 14 30 16 16 16 16 48 84 109 109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30</th><th>20 15 15 50 75 55 55 185 235 290</th><th>24 45 25 30 30 85 5 5</th><th>20 25 60 28 31 31 90 2</th><th>10 23 11 12 14 37 5</th><th>12 18 39 22 29 30 81</th><th>20 22 54 22 22 22 22 66</th><th>35 57 50 50 50</th><th>20 20 46 20 22 22</th><th>20 32 62 32 33 33</th></td<>	16 28 50 60 100 100 260 140 180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	歳 16 歳 28 † 50 歳 60 歳 10 歳 10 † 26 歳 14 歳 18 歳 18 歳 18 † 50 相園時間 7時00分~ 女育時間 9時00分~ 又育時間 9時00分~	10 14 30 16 16 16 16 48 84 109 109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30	20 15 15 50 75 55 55 185 235 290	24 45 25 30 30 85 5 5	20 25 60 28 31 31 90 2	10 23 11 12 14 37 5	12 18 39 22 29 30 81	20 22 54 22 22 22 22 66	35 57 50 50 50	20 20 46 20 22 22	20 32 62 32 33 33
2 歳 1 号 2 歳 1 名歳 2 歳 1 名歳 2 歳 1 名歳 2 歳 1 日 2 日 1 日 2 日 1 日 2 日 1 日 2 日 1 日 2 日 1 日 2 日 1 日 2 日 2 日 2 日 2 日 3 日 2 日 2 日 3 日 4 日 2 日 2 日 3 日 4 日 2 日 3 日 4 日 4 日 2 日 3 日 4 日 4 日 2 日 2 日 3 日 4 日 4 日 5 歳 4 日 5 歳 4 日 5 歳 5 歳 5 歳 5 歳 5	28 50 60 100 100 260 140 180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	1	14 30 16 16 16 48 84 109 109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30	20 15 15 50 75 55 55 185 235 290	24 45 25 30 30 85 5 5	25 60 28 31 31 90 2	10 23 11 12 14 37 5	18 39 22 29 30 81	22 54 22 22 22 22 66	35 57 50 50 50	20 46 20 22 22	32 62 32 33 33
2号 計 3歳 4歳 5歳 計 3歳 4歳 5歳 計 総合計 4歳 5歳 計 総合計 4歳 5歳 計 総合計 期 中間関 事 中間 日間 大曜日 日間 日間	50 60 100 100 260 140 180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分	十 50 歳 60 歳 10 † 26 歳 14 歳 18 歳 18 十 50 相関時間 7時00分~ 女育時間 9時00分~ 保育時間 7時00分~ 保育時間 7時00分~ 銀園時間 7時00分~	30 16 16 16 48 84 109 109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30	15 15 50 75 55 55 185 235 290	45 25 30 30 85 5 5	60 28 31 31 90 2	23 11 12 14 37 5	39 22 29 30 81	54 22 22 22 22 66	57 50 50 50	46 20 22 22	62 32 33 33
2号 4歳 5歳 計 3歳 4歳 5歳 計 総合計 7 総合計 期園時間 総合計 期園時間 経合計 期園時間 教育育時間 保育時間 保育 保育 経期休業日 日曜日 近日長 日曜中 延長保育 大田曜 延長保育 大田曜 運動地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60 100 100 260 140 180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	歳 60 歳 10 歳 10 † 26 歳 14 歳 18 † 50 * 81 29 7時00分~ 女育時間 9時00分~ * 7時00分~ * 7時00分~ * 7時00分~ * 7時00分~	16 16 16 48 84 109 109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30	15 15 50 75 55 55 185 235 290	25 30 30 85 5 5 5	28 31 31 90 2 2	11 12 14 37 5	22 29 30 81	22 22 22 22 66	50 50 50	20 22 22	32 33 33
2号 4歳 5歳 計 3歳 4歳 5歳 計 総合計 7 総合計 期園時間 総合計 期園時間 経合計 期園時間 教育育時間 保育時間 保育 保育 経期休業日 日曜日 近日長 日曜中 延長保育 大田曜 延長保育 大田曜 運動地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100 100 260 140 180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	歳 10 歳 10 † 26 歳 14 歳 18 歳 18 † 50 81 29 相園時間 7時00分~ 公育時間 9時00分~ 保育時間 7時00分~ 和園時間 7時00分~	16 16 48 84 109 109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30	15 15 50 75 55 55 185 235 290	30 30 85 5 5 5	31 31 90 2 2	12 14 37 5	29 30 81	22 22 66	50 50	22 22	33 33
1号 5歳 1号 3歳 4歳 5歳 5歳 1 総合計 7 総合計 開園時間 教育時間 大曜日 中間 保育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保育時間 経典が 本 基準 上曜日 上曜日 日長保育 延長保育 基準 基準 基準 本 基準 基準 基準 基準 基準 基準 4歳 5歳	100 260 140 180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	歳 10 † 26 歳 14 歳 18 歳 18 † 50 81 29 相園時間 7時00分~ 女育時間 9時00分~ 保育時間 7時00分~ 銀園時間 7時00分~	16 48 84 109 109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30	15 50 75 55 55 185 235 290	30 85 5 5 5	31 90 2 2	14 37 5	30 81	22 66	50	22	33
1号 計量 3歳 4歳 5歳 1 総合計 総合計 総合計 開園時間 総合計 期園時間 経済 期間 財務 育時間 保育時間 大曜日 保育時間 保育 日間 経長保育 日間 経長保育 日間 経長保育 日間 経長保育 日間 経長保育 日間 日間 日間 日間 <td< th=""><th>260 140 180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分</th><th># 26</th><th>48 84 109 109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30</th><th>50 75 55 55 185 235 290</th><th>85 5 5 5 15</th><th>90 2 2</th><th>37 5</th><th>81</th><th>66</th><th></th><th></th><th></th></td<>	260 140 180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	# 26	48 84 109 109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30	50 75 55 55 185 235 290	85 5 5 5 15	90 2 2	37 5	81	66			
1号 3歳 4歳 5歳 1号 2	140 180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	歳 14 歳 18 歳 18 ま 50 81 29 打力 7時00分~ 女育時間 9時00分~ 保育時間 9時00分~ 打力 7時00分~ 打力 7時00分~	84 109 109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30	75 55 55 185 235 290	5 5 5 15	2 2	5			150	04	
1号 4歳 5歳 1十 総合計 総合計 経合計 期間 総合計 期間 総合計 期間 総合計 期間 総合計 期間 教育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保育 平日 近日 工曜日 近日 日間 延長保育 本間 延長保育 本間 運動機 構造 運転・本ののの規模 本には、本面積 関連ののの規模 本には、本面積 学級数 4歳 5歳	180 180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	歳 18 歳 18 十 50 81 29 相園時間 7時00分~ 女育時間 9時00分~ 保育時間 9時00分~ 相園時間 7時00分~	109 109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30	55 55 185 235 290	5 5 5	2	<u> </u>	5				5
To 5歳 1	180 500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	歳 18 † 50 81 29 相園時間 7時00分~ 女育時間 9時00分~ 森育時間 9時00分~ 相園時間 7時00分~	109 302 380 293 時00分 7時30分~18時30	55 185 235 290	5 15) 3	-		設定なし	設定なし	5
年間開園日数 平日 開園時間 教育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保	500 810 293 7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	# 50 81 29 #園時間 7時00分~ 数育時間 9時00分~ 解育時間 9時00分~ 『有時間 7時00分~	302 380 293 時00分 7時30分~18時30 時00分 9時00分~14時00	185 235 290	15	7	5	5 5	2 2	設定なし	設定なし	5
年間開園日数 平日 開園時間 教育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保	810 293 7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	81 29 相園時間 7時00分~ 枚育時間 9時00分~ R育時間 9時00分~ 相園時間 7時00分~	380 293 時00分 7時30分~18時30 時00分 9時00分~14時00	235 290		6	15	-	2 6	0	0	-
年間開園日数 平日 開園時間 教育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保育時間 保	293 7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	29 相園時間 7時00分~ 数育時間 9時00分~ R育時間 9時00分~ 和園時間 7時00分~	293 時00分 7時30分~18時30 時00分 9時00分~14時00	290		0 156		15		207	0 110	15 175
開園時間 開園時間 開園時間 中間 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 大曜日 <	7時00分~18時00分 9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	相園時間 7時00分~ 故育時間 9時00分~ 森育時間 9時00分~ 相園時間 7時00分~	時00分 7時30分~18時30 時00分 9時00分~14時00		145 286	298	75 291	135 291	126 293	294	292	275
開園時間等 平日 教育時間保育時間 教育時間保育時間 投稿 時間 教育時間保育時間 教育時間保育時間 教育時間保育時間 なります。 中の根では、大田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田田・田	9時00分~14時00分 9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	対方時間 9時00分~ 保育時間 9時00分~ 開園時間 7時00分~	時00分 9時00分~14時00	☆ 7時30分~19時30分			+					
開園時間	9時00分~17時00分 7時00分~18時00分	保育時間 9時00分~ 打園時間 7時00分~		/j / μησο/j · · Ισμησο/j	7時00分~18時00分	7時00~18時00分	7時00分~18時00分	7時00分~18時00分	7時00分~18時00分	7時30分~18時30分	7時30分~18時30分	7時00分~18時00分
等	7時00分~18時00分	閉園時間 7時00分~	時00分 9時00分~17時00	分 9時00分~14時00分	9時00分~14時00分	9時00分~13時30分	8時30分~13時00分	8時30分~13時00分	9時00分~13時30分			8時30分~13時00分
大曜日 開園時間 保育時間 教育週数 春夏 長期休業日 マート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7時00分~18時00分	7時00分~	h400/) 2h400/) - 1/h400	分 8時15分~16時15分	8時30分~16時30分	8時30分~16時30分	8時30分~16時30分	8時30分~16時30分	8時30分~16時30分	8時40分~16時40分	8時40分~16時40分	8時30分~16時30分
土曜日 教育週数 春夏 冬 小稚園型ー時預かり長期休業日 長期休業日 延長保育 敷地面積 園地・園舎備の規模園産面積 「場別・大学級数 3歳 4歳 5歳			時00分 7時30分~18時30	分 7時30分~18時30分	7時00分~18時00分	7時00~18時00分	7時00分~18時00分	7時00分~18時00分	7時00分~18時00分	7時30分~18時30分	7時30分~18時30分	7時00分~18時00分
教育週数 春 長期休業日 名 が稚園型ー時預かり 日間曜・祝日長期休業日 延長保育 敷地面積 園園生 樹本 園園生 構造 園庭面積 学級数 3歳 4歳 5歳	9時00分~17時00分											
長期休業日 春 夏 冬 小稚園型ー時預かり 日曜・祝日長期休業日 長期休業日 延長保育 敷地面積 園地・園舎イの他設備の規模 園舎 構造 延べ床面積 園庭面積 4歳 5歳		<mark>₹育時間 9時00分~</mark>	時00分 │ 9時00分~17時00	分 8時15分~16時15分	8時30分~16時30分	8時30分~16時30分	8時30分~16時30分	8時30分~16時30分	8時30分~16時30分	8時40分~16時40分	8時40分~16時40分	8時30分~16時30分
長期休業日 春 夏 冬 小稚園型ー時預かり 日曜・祝日長期休業日 長期休業日 延長保育 敷地面積 園地・園舎イの他設備の規模 園舎 構造 延べ床面積 園庭面積 4歳 5歳	40		39	42	46	44	41	41	41			42
本報												
本報	7月21日~8月31日				8月1日~8月31日	7月21日~8月31日	7月21日~8月31日	7月21日~8月31日	7月21日~8月31日			7月21日~8月31日
幼稚園型 一時預かり 日曜・祝日 長期休業日 延長保育 敷地面積 臓地・園舎 備の規模 園舎 園座面積 学級数 3歳 4歳 5歳	12月21日~1月9日				12月29日~1月5日	12月25日~1月7日	12月25日~1月7日	12月25日~1月7日	12月25日~1月7日	設定なし	設定なし	12月25日~1月7日
幼稚園型 一時預かり 日曜・祝日 長期休業日 延長保育 動地・園舎 その他設備の規模 園舎 備の規模 園座面積 学級数 3歳 4歳 5歳	3月19日~4月9日	3月19日~	月9日 3月21日~4月10日	3月18日~4月6日	3月21日~3月31日	3月21日~4月7日	3月21日~4月7日	3月21日~4月7日	3月21日~4月9日			確認中
一時預かり 日曜・祝日 長期休業日 延長保育 敷地面積 園地・園舎 その他設 備の規模 園庭面積 学級数 4歳 5歳	7時00分~9時00分 14時00分~17時00分			分 7時30分~9時00分 14時00分~18時30分	14時00分~17時00分	7時00分~20時00分	13時00分~16時30分	13時00分~16時30分	8時00分~18時00分			13時00分~16時30分

			エンジェルキッズ東大阪園	一般社団法人 きらきら保育会	株式会社 Small Land	一般社団法人 かえる保育所	社会福祉法人 どんぐり福祉会
行政区	行政区		Α	В	D	F	F
法人名			株式会社 トレジャーキッズクラブ	一般社団法人 きらきら保育会	株式会社 Small Land	一般社団法人 かえる保育所	社会福祉法人 どんぐり福祉会
0歳		6	3	5	5	6	
認可定員	3号	1歳	6	6	6	6	6
心りた貝	0.7	2歳	7	10	8	8	7
		計	19	19	19	19	19
問題時間生	開園時間等 開園時間 保育時間		7時00分~18時00分	7時00分~18時00分	7時30分~18時30分	7時00分~18時00分	7時00分~18時00分
用图时间号			9時00分~17時00分	9時00分~17時00分	確認中	9時00分~17時00分	9時00分~17時00分
延長保育			18時00分~19時00分		18時30分~19時30分	18時30分~19時00分	18時00分~19時00分
	建物	構造	RC構造14階の1階部分	鉄骨造2階の1・2階部分	木造1階の1階部分	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造り9階の1階 部分	鉄骨造2階の1階部分
建物		敷地面積	133.15	109.23	491.32	805	204.36
X 13	面積	延べ床面積	133.15	89.19	119.56	2883.85	99.93
		専有面積	133.15	89.19	119.56	73.19	99.93
	所有	敷地	賃貸	賃貸	自己所有	賃貸	賃貸
	建物		賃貸	賃貸	自己所有	賃貸	賃貸
屋外遊技場面積			300	1,500	47.2	800	40
	施	設名	若宮保育園	若宮保育園	認定こども園松葉幼稚園	やまゆり保育園	どんぐり保育園
連携施設1	連携内容		・保育支援 ・代替保育 ・卒園児の受入れ	・保育支援 ・卒園児の受入	・保育支援 ・卒園児の受入	・卒園児の受入	・保育支援 ・代替保育 ・卒園児の受入れ
	施	設名	西若宮保育園	西若宮保育園	玉串保育園	おりづる保育園	
連携施設2	連携内容		確認中	・保育支援 ・卒園児の受入	・卒園児の受入	確認中	
	連携施設3 連携		若宮森の子保育園	若宮森の子保育園	花園保育園	御厨保育所	
連携施設3			確認中	・保育支援 ・卒園児の受入	・保育支援 ・卒園児の受入	確認中	
	施設名		石切保育所				
連携施設4	連携内容		確認中				
職員数	基準上必要 な職員数		5	5	5	5	5
収只双	配置職員数		5	5	5	7	5
	総職員数		9	6	12	8	9
食事提供			自園調理	外部委託 (園内調理)	自園調理	自園調理	自園調理

全体集計

1	募集期間	平成27年1月13日(火)~平成27年2月17日(火)
2	募集方法	ホームページ・窓口にフォーム掲載、メール・持参・郵送・FAX
3	意見提出者数	346件
4	意見件数	1, 121件

ご意見の要旨	件数(件)
総則	
子どもが動揺せず心健やかに過ごし楽しめる保育を望みます。	2件
基本理念の「素養があり・・・」の一文は必要ではない。「適切な訓練を受けた職員」で十分。	1件
国基準を最低とした条例にしてください。	4件
東大阪での26年間の「バラバラ運営」による遅れを取り戻すためには最低基準とはいえ「低すぎるハードル」であり、相当程度の「高いハードル」を設定すべき。	1件
基準の向上は必要ですが、実は過剰労働につながらないか。	1件
子どもの権利と発達保障の場としての位置付けてください。また保護者支援の制度として明確にしてください。	105件
施設・設備には、衛生及び安全が守れるようにしてください。	5件
健康管理に努める。	1件
内容を示して盛り込んでください。 一 児童の発達、最善の利益の保障に努めること 二 児童の安全・健康・衛生を確保すること 三 児童の安定した生活を保障すること 四 おやつを提供すること 五 学童期にふさわしい活動内容を保障すること 六 施設外保育に努めること 七 地域との交流・協力に努めること 七 地域との交流・協力をはかること 八 家庭との連絡・協力をはかること 九 障害のある児童、他文化・多言語家庭の児童など、個別の支援を必要とする児童については、受入れ体制を整備する。	1件
法令及び基準の遵守について、以下の内容で条例に盛り込んでください。 ・本事業を効果的かつ適切に実施するため、事業の実施にあたっては、憲法を最高法規とする国、大阪府・東大阪市関係法令等を遵守しなければならない。 ・従事職員の労働環境に十分配慮し、労働基準法はじめ各種法令を遵守すること。 ・社会的規範・一般社会道徳に反する行為は厳に慎むこと。 ・本事業で営利を目的にしてはならない。	1件

(職員及び設備に関する基準)	
・非常時、災害時に必要な設備を備える。 ・施設・設備の定期的な点検、改修、事故・ケガの対応に関するマニュアルの作成、指導員の訓練・研修をおこなう。	2件
・東大阪市は本事業職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ・東大阪市は本事業職員に対し、東大阪市放課後児童健全育成事業に関わる条例及び・支援員に関わる基準及び規則についての知識の習得のための研修 の機会を確保しなければならない。	60件
「専用区画」ではなく生活の場として「専用保育室」としてください。	19件
児童が生活するスペースについては、児童一人あたりおおむね1.98㎡以上の面積を確保する。	1件
部屋のスペースについては、水周り、棚など設備のスペースを省いたものとしてください。	1件
遊び、生活の場として必要な設備、備品等を具体的に条例の中に入れてください。	9件
静養スペースに関しては、専用の部屋もしくは適切なスペースを確保する。	2件
支援員の数は二人以上とし、「その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。」文章を削除してください。	12件
支援員の数は二人以上とし、「その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。」文章を削除してください。 そして「資格をもった支援員を複数配置する」という文言を入れること。	7件
・支援単位ごとに置く放課後児童支援員の数は、全て補助員ではなく支援員をもって置くよう努めなければならない。・補助員をもって支援員に代えることができるのは、例外的な場合とする。・支援員は、東大阪市放課後児童健全育成事業に関わる条例及び支援員に関わる基準及び規則についての知識の獲得に努めなければならない。	29件
指導員の配置については保護者説明会での内容を下回らないよう条例に明記してください。	10件
指導員の配置については、障害児加配について条例に明記してください。	1件
骨子案の第5項中「ただし、」以下は削除してください。	1件
・放課後児童健全事業者は、土曜日の就労実態によって、差別的な取り扱いをしてはならない。 (理由:土曜日の開設は、時間外や例外的な開設ではないにも関わらず、別途に利用料金を徴収するのは社会教育思想・信条及び社会的身分によって差別的 取扱いをしているのに、他ならない為)	1件
・食中毒の予防、アレルギー対策などに努める。	1件
(運営に関する基準)	
・東大阪市は、利用者又はその保護者からの苦情・相談を東大阪市が対応する課題を受け付けるための窓口を設置する。	2件
保護者のみならず保護者会との連携・支援を条例に盛り込んでください。	4件
職員の第4項については、既存事業所に平成28年3月31日までの経過措置を設ける。	1件
(その他)	
本条例の改廃にあたっては事前に本市子ども・子育て会議に諮問し、その結果を尊重するとともに利用者と十分協議をつくすものとする。 保護者の意見が反映されやすいように法令で定められたものより安易に改定出来るようにしてください。	2件

(その他のご意見)	
開設時間日数等保護者説明会での内容を下回らないようにしてください。	9件
国基準を上回っている内容については、維持できるようにすべきだと思います。	1件
開所時間について説明会で示した時間より拡充し、開所時刻を早め、閉所時刻を延長してください。また必要とする児童がいる場合は、施設の実情に応じて延 長保育を行う。	8件
開設時間及び日数については、各クラブにおいて格差が発生しないよう具体的に時間・日数を明記すべき。	2件
入所を希望するすべての子どもを受け入れてください。	79件
障がいのある児童や、被虐待児童、多文化・多言語の児童など個別の支援を必要とする児童について受入れ態勢を整備して下さい。	35件
市が認定したすべての子どもについて責任をもって利用調整を行うなど保育の実施責任を果たして下さい。また認定されない子どもについても説明責任を果た して下さい。	39件
利用延長については、定期利用のほかに、突発的に対応するために、チケット制を導入して欲しいです。通常は17:00迄で、出張・会議などの予定が入った時な どに対応するために、スポットで延長利用できる制度の考案をお願い申します。	1件
学童保育は公的な事業であって、東大阪市がその責任を果たしてください。	119件
学童保育は公的な事業であって、自治体が運営主体となりその責任を果たしてください。直営にすべき。	82件
最終的な責任の落としどころを市、行政にしてください。何かあったら放り出されないという保証をしてください。	2件
「東大阪市内全ての小学校に学童保育を設置する」という文章を入れてください。	20件
東大阪市の自治体としての義務について以下の内容を条例に盛り込んでください。 ・本市に居住する小学校に就学する児童であって、その保護者が労働又は疾病のために保育を必要とするものは、授業の終了後及び土曜日、長期休業日に東大阪市留守家庭児童健全育成事業(留守家庭児童育成クラブ)において保育しなければならない。 ・東大阪市の各小学校に1部屋以上のクラブ室と1単位以上の支援の単位を設置しなければならない。 ・東大阪市は、市民・利用者・本事業関係者から、監査の要請を受けた場合は当該事業所及び関係者に対して監査を行わなければならない。監査の結果、本事業の事業者もしくは職員に過失があると認められる場合は、注意・勧告・是正など必要な措置を講じる。	2件
留守家庭児童育成クラブの責任は地域運営委員会にあるのかそれとも教育委員会にあるのか条例で事業母体をはっきりさせてください。	1件
保護者負担が重く、働くことにためらいます。	94件
保護者の負担を軽減して、土曜保育の負担や実費、上乗せ徴収の拡大はやめてほしいです。	69件
保育料(利用料金)について、以下の内容で条例に盛り込んでください。 ・市長は本事業を利用している保護者から保育料を徴収する事ができる。保育料は、児童一人につき月額6500円とする。ただし、同一世帯から二人以上の児童 が入会するばあいにあってはも2人目以降の児童については、一人につき3500円とする。母子父子家庭は3500円とする。生活保護家庭は保育料を免除するる 保育料は市長が特別の理由があると認める時は減額し又は免除する事ができる。	56件
施設間で差がでないように、保育内容の基準を明確にしてください。	124件
全てのクラブ間に格差がないように(指導員の待遇・保育内容他)してください。企業・運営委員会でされる運営内容は統一するべきです。	1件
運営形態が多様になるのであれば、同一基準の良好な水準で維持される配慮は当然なされるべき。	2件

「似物/木八板川以味夜儿主佐王月以芋木の故岬及び足占に因する坐牛とためる木門」にあとられたことだ	
委託について、以下の内容で条例に盛り込んでください。 ・本市が適当と認める時は本市以外のものが運営する放課後児童健全育成事業の事業者に事業実施を委託することができる。 ・前項の委託は、本市に届け出済みの事業者が運営する本事業に対して行うものとする。詳細は別途施行規則に定める。 ・本市は、放課後児童健全育成事業の利用について、必要な調整及び斡旋を行うものとする。 ・本市において放課後児童健全育成事業を行う者は、本市が定める基準を満たしていることを市長に届け出なければならない ・適正な会計管理を行い、会計や運営の状況について、保護者・市民に公開すること ・地域に対して情報公開に努めること。	2件
以下の内容で、以下の要綱及び規則の制定を条例に盛り込んでください。 ・運営事業実施要綱 ・保育指針(支援員の職務内容) ・施行規則	1件
入会申し込みの同意書の内容を改善してください。	2件
同意書は別紙にしてください。	1件
利用の支払いについて今まで現金で手渡しでしたが、口座引き落とし、または、クレジットカードでの支払いは出来ないでしょうか?以前から言われていたことですが、仕事で時間がとれないのに、学校まで現金を支払いに行くのは、なかなか難しいのが現状です。対応下さいますよう、お願い申します。	1件
春休み、夏休み、冬休みなど長期休暇だけの受入れもしてほしいです。	32件
学童保育をもっと充実してほしい。	22件
学級閉鎖などの時、健康な児童だけ朝から利用できるようにしてください。	1件
学童保育の計画策定にあたっては、量と質を確保してください。保育水準を向上させ、子どもの発達保障と保護者の就労保障を確保できる設備・運営基準を設定してください。また、施設間で格差が生じないようにしてください。	2件
学童保育は教育として位置づけて、子どもたちの成長の場とすべきで、その点からいうと支援員の研修を保障し、配置は障害を持っている子を受け入れるように 人数を確保して下さい。	1件
廃校校舎或いは、教室の一部を開放し地域のボランティアに管理を委託できないか、内容については協議の上対応可能な地域から実績を作ることが大切だと思う。 1.暇を持て余して居られる高齢者が沢山居られる。 2. 若いシングルマザーが働きたくても、子どもがいるため仕事が出来ない人が助かる。 3. 小さい子どもの犯罪に巻き込まれるのは、このような家庭の子どもが多いと思う。 4. 学校、PTA、自治会、子ども会の連携が必要。	1件
民間事業者と地域運営委員会との格差の発生を市が調査、是正改善を行うべき。	1件
事業主体の運営について、市は監査を行いその具体内容として事業者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に入り、設備、帳簿書類その他物件を検査させることが必要。	7件
民間の事業者が入ってくるのに不安を感じている。	4件
企業が参入すると、手を引いた場合、預ける所がなくなる。クラブの数も減っていくかもしれない。	1件
保育室はプレハブではなく、堅牢な建物とし、衛生的な環境等での児童の健全育成を保障してください。	1件
新規の教室では、現存する教室との距離などを考慮してください。	1件
職員の経験と年齢により、賃金上昇が保障される制度となるよう、必要な文言を条例に盛り込んで下さい。学童保育指導員が一生涯の仕事として打ち込めるよう、本人と家族の生活を維持・向上できる雇用・賃金・労働条件の制度設計を謳って下さい。	1件
劣悪であった指導員の処遇もこれを機に改善されるような条例化を要望します。	2件
指導員の労働条件についてクラブ間格差をなくしてください。	2件

市教委の運営方針により、すでに「時給1000円」割れが発生しており、「設備又は運営を低下させてはならない」とする理念から逸脱しています。即刻回避する措置を講じるとともに、今後、さらなる改悪が発生しないよう、条例にもう少し踏み込んだ表現を挿入して「歯止め」をかけて下さい。	1件
保護者との連絡は支援の方針・コンセプトなどは知らせることや保護者からの相談や報告などには対応が必要ですが幼稚園・保育園のお便り帳のような毎日の 連絡は、小学生以上には必要ないと思います。	1件
合計	1,121件

子ども・子育て会議

平成26年度 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会について (報告)

○平成26年度第1回 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会 日時:平成26年12月8日(月)15時~17時 認定審査部会委員 大西・勝山・相原・千葉・阿部 29ケース審査し、29ケース認定。

<主な議論>

- ・療育と就労支援について
- ・自閉症スペクトラムの疑いケースが多い・・・保護者をどうサポートするのか。

○平成26年度第2回 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会 日時:平成27年1月23日(金)13時半~15時半 認定審査部会委員 大西・勝山・相原・千葉・阿部 11ケース審査し、11ケース認定。

<主な議論>

- ・病児ケース (酸素ボンベ使用)
- ・母(母国語は日本語ではない)母子家庭・・・孤立しないような配慮とは。